業務分担に関する規程

一般社団法人佐賀県鍼灸マッサージ師会

（目　的）

第１条　この規程は、一般社団法人佐賀県鍼灸マッサージ師会（以下「当法人」という。）の業務分担に関する必要な事項を定める。

（業務の分担執行）

第２条　当法人の業務は、会長及び副会長を含む業務執行理事が総務、財務、事業、その他の業務を執行する。また業務の円滑な運営を図るため、常置機関として部を設けることができる。

（各　部）

第３条　各部は次の通りとし、各部に部長、副部長を置くことができる。

（１）総務部　業務全体の把握、会員の移動や福利厚生に関すること。

（２）財務部　会計処理に関すること。

（３）学術部　生涯研修の実施、学術技能研修会の実施。

（４）普及部　ボランティア活動、講演会等の実施、
広報誌の作成、ホームページの更新、広報活動に関すること。

（委　任）

第４条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の決議により別に定める。

（改　廃）

第５条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会の承認を要する。

附　則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０号。）第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。